

ドライバーの皆様へ 万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には
必ず後方から来る電車の確認をお願いします。



交通ルールと
マナーを
守ろう!

お願いします
電車は急に
止まれません!!

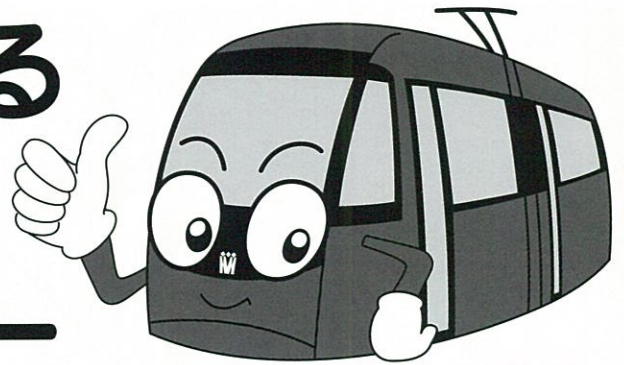


道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近して来たときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

交通ルールの遵守と 正しい交通マナーを実践して 交通事故防止に努めよう!!

路面電車に関する 交通ルールと 正しい交通マナー



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内に進入する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離（電車は急に止まれません）があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願い致します。